

平成29年度

厚生労働省老人保健健康増進等事業

「住宅改修に係る専門職の関与のあり方に関する調査研究」

「見積書参考様式」の手引き



一般社団法人シルバーサービス振興会

「見積書」作成にあたって

住宅改修費の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書様式を参考として示します。

■見積書の様式 (参考様式)

● 見積書様式

- ◆ 見積書様式 介護保険 見積書様式 (標準的な様式)
(介護保険のみ、もしくは20万円までの対象分記載様式)



■見積書の記入要領

- ① 「住宅改修の種類」「写真等番号」「改修場所」「改修部分」「名称」「商品名・規格・寸法等」「数量」「単位」「単価」「金額」を適切に記載する。
- ② 「材料(商品名等)」「工事費」は詳細が、明確となるように記載する。
また材工一式の表示は、材工を区分するのが困難な場合を除いて避ける。
- ③ 算出根拠は説明を要する内容(付帯工事有り等)について記載する。対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。
対象範囲を明示するのが困難な項目については、その根拠を示す。

【簡単用語解説】 「改修場所」とは、どこの部屋・場所のことか (1F洋室・階段・廊下等)
「改修部分」とは、どの部分か (床、壁、手すり等)

※複数の住宅改修事業者からの見積書取り付けについて
適正価格での工事のため、複数の住宅改修事業者からの見積書の取り付けが望ましい。



- ★材料(品名等)が明記されている
- ★工事費の記載がされている
- ★建築的に適切な工事内容である
- ★価格の適正性(パンフレット等確認)

見積書参考様式

見積書参考様式 Ⅱ：介護保険給付 Ⅱ の見積

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称 (※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				(材料費)						
				(施工費)						
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

(※1) 住宅改修の種類： (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修
 (※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること。

見積書参考様式

見積書参考様式：介護保険給付対象の見積 記入例

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(6)	No.1	1階洋室	壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100×50 L=800	0	枚	□□	○○○○	
(1)	No.2		手すり	手すり	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	0	m	○○○	○○○○	
(1)				エンドキャップ	GHI社 YY456	0	個	○○○	○○○○	
(1)						0	人工	○○○	○○	
(1)									△△	
(3)		1階和室・DK	撤去			○○	m	□□	□□□□	対象(床)部分を大工手間比較2/3で按分
(3)		住宅改修の種類を明示する。	床			□	m	□□	□□□□	介護保険対象範囲を明示するのが困難な項目については按分をして、その根拠を示す。
(3)				フローリング張り施工費		□	人工	□□	□□□□	
(3)				1階和室・DK計					△△△	
(3)(5)		1階トイレ	撤去			○○	m	□□	□□□□	便器床部分を1/3で按分
(3)	No7		床	床:クッションフロア材	JKL社 QQ123 合板 t=12mm下地共	0	m	○○○	○○○○	
(3)				床貼り施工費		0	人工	○○○	○○○○	
(5)	No8		便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		0	人工	○○○	○○○○	
(5)	No9		給排水工事	給排水管接続工事費		0	m	○○○	○○○○	
				トイレ計						
				小計					○○○○	
				諸経費		0	%		△△△	
				合計					□□□□	
				消費税		8	%		○○○	
				総合計					△△△△	

材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載する。
材料名等は極力専門用語を避け、分かりやすい表記にする。
(例: PB → 石膏ボード、SUS → ステンレス等)

介護保険対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。

対象(床)部分を大工手間比較2/3で按分

介護保険対象範囲を明示するのが困難な項目については按分をして、その根拠を示す。

工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載する。

介護保険給付申請に係る工事については、材料費と施工費を適切に区分する。

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2) 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

「住宅改修に係る専門職の関与のあり方に関する調査研究」検討委員会

委員長 鈴木 晃	住生活技術研究会主宰 日本大学工学部建築学科 教授
加納繁宏	パナソニックエイジフリー株式会社事業推進部品質担当部長
小島 操	東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
中村春基	一般社団法人日本作業療法士協会 会長
橋本美芽	首都大学東京健康福祉学部 准教授
山田 剛	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 課長

(委員長以下五十音順)

*本手引きは、厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康推進等事業分) 事業一環として作成された
ものです。

●平成30年3月発行

一般社団法人シルバーサービス振興会 Tel:03-5402-4882

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル6階 電話受付(平日) 10:00~17:00
ホームページ <http://www.espa.or.jp/>